

～「Ubiquitous (ユビキタス)」とは「どこにも存在する」を意味するラテン語。

「いつでも、どこでも、だれでも」が関わることのできるネットワーク環境のこと～

健全サイト≠安全サイト

以前 (vol. 16 警察庁広報資料) ご紹介したとおり、第三者審査機関の認定サイト (いわゆる「健全サイト」) を利用したにもかかわらず、青少年が被害にあうケースが急増しています。「健全サイト」とは、「一生懸命に対策をしているサイト」という意味であり、「100%安全なサイト」という意味ではないということを、保護者や児童生徒が知らなければなりません。

平成22年中の児童被害 (福祉事犯等 1,541件) のうち

- ・被害児童が携帯電話を使ってアクセスしている事犯が **89.1%**
- ・被害児童がフィルタリングに加入していない事犯が **96.6%**
- ・EMA* (エマ) 認定サイトに起因する事犯が **53.8%**
EMA* (一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構) の認定を受けたサイトはフィルタリングの対象外となる。



今回は、ケータイ (携帯電話) やインターネットを利用する際の注意点や、トラブルの対処方法などを、保護者や児童生徒に周知するための通知 (サンプル) を紹介します。

長野県教育委員会としての基本方針を伝えましょう!!

携帯電話等の利用により、児童生徒がトラブルの被害者や加害者になってしまう問題を未然に防ぐため、長野県教育委員会が示している基本方針の概略を紹介します。(詳細は下記よりダウンロード)

学校における携帯電話の取扱いについて

小学校・中学校

- ・学習に必要なものは学校へ持ち込まないなどの指導により、すべての学校において携帯電話の持込みは原則禁止されている。

特別支援学校

- ・児童生徒の実態に応じて各学校が基本方針を定めること。

高等学校

- ・すべての学校において、授業中の使用を禁止している。
- ・携帯電話が学校教育活動に支障とならないようにすること。



「インターネット・携帯電話利用の指導について」

(平成19年 (2007年) 2月2日付け 18教指第617号 教育長通知)

「学校における携帯電話の取扱い等について」

(平成21年 (2009年) 3月19日付け 20教指心第225号 教育長通知)

「携帯電話等の指導について」

(平成23年 (2011年) 2月17日付け 22教指心第185号 教育長・総務部長通知)

「学校における携帯電話等の指導、生徒指導体制の充実について」

(平成23年 (2011年) 11月16日付け 23教指心第137号 教育長通知)

インターネット・携帯電話について (上記の教育長通知ダウンロードすることができます。)

[長野県教育委員会HP](#) ⇒ [生徒指導](#) ⇒ [インターネット・携帯電話について](#)

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kenkyoi/jouhou/seitoidou/internet.htm>

学校からの通知（サンプル）

学校としての指導方針を児童生徒や保護者に周知するための一つの方法として、生徒手帳等に記載する場合の文例を紹介します。

【携帯電話の購入や使用について】

- ・携帯電話を購入する際には、使用目的や使用方法等について保護者と話し合い、約束事を決めて守ること。

【学校内での携帯電話の使用について】

- ・学校内での携帯電話の使用は原則として禁止する。
- ・学校内では、携帯電話の電源を切るかマナーモードにする。
- ・携帯電話が学校教育活動の支障にならないようにする。



各学校の実情に合わせて
学校内でのルールを示す

【インターネットへの情報発信について】

- ・自分や友人の個人情報（顔写真、氏名、住所、学校名、電話番号等）を他人に送信しない。
- ・人を傷つけたり、他人に迷惑が掛かるような情報や表現を発信しない。
- ・誰かになりすまして情報を発信しない。
- ・他人の肖像権や著作権を侵害しない。
- ・自分が発信する情報や表現には責任を持つ。

【ブログやプロフについて】

- ・特定の個人が識別できるような情報（顔写真、氏名、住所、学校名、電話番号等）を公開しない。
- ・個人情報（住所、電話番号、メールアドレス等）を他人に質問されても応じない。

【チェーンメールや迷惑メールについて】

- ・怪しいメールを開かない。
- ・チェーンメールを他人に送信しない。
- ・架空請求等には絶対に応じない。（対処方法について大人に相談する。）



【被害にあった場合に注意すること】

- ・まず、大人（保護者や先生）に相談する。
- ・被害にあった状況について証拠を保全する。（デジタルカメラ等で画面を撮影しておく。）
- ・専門の機関（警察生活安全課、消費生活センター等）に相談する。
- ・削除依頼（申請）等の措置をする。

上記以外にも、被害にあった場合の最寄りの相談窓口（地元の警察生活安全課等）の電話番号等を合わせて通知することが必要です。生徒手帳等に記載する、入学時や保護者懇談会の際に通知として配布するなど、場面に応じて表現や内容について工夫し、学校の実情に合わせてご活用ください。

次号の掲載内容（予定）

平成 23 年 11 月に実施した「情報モラル教育に関する緊急調査」の結果について報告します。

生徒指導総合対策会議では、皆様からのご質問や、「こんな点を教えて欲しい」「こんな事例での対応策は？」など、身近な疑問についての質問をお受けしたいと思います。個別事例のご相談も可能な限り行いたいと思いますが、共通の話題として「ユビキタス@nagano」にもできる範囲で掲載したいと思います。下記までご連絡ください。

生徒指導総合対策会議事務局 担当：長野県教育委員会 教学指導課 心の支援室生徒指導係
Tel 026-235-7436（直通） Fax 026-235-7495 E-mail kokoro@pref.nagano.lg.jp

※「ユビキタス@nagano」は参考資料として情報提供しています。学校の実情に合わせてご活用ください。

ケータイ・インターネット指導のためのポータルサイト（指導資料等ダウンロードすることができます）

長野県教育委員会HP ⇒ 教学指導課（心の支援室） ⇒ ケータイ・インターネットに係る指導資料
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyouiku/kyougaku/ubiquitous.htm>